

# 1 浜松市被災農業者向け認定農業者等育成支援事業 (平成30年台風第24号)について

平成30年9月30日夜から10月1日朝にかけ接近した台風第24号により、被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設・機械のうち、国の補助事業で対象外である借地農地と共に借りた農業用施設等の再建・修理・補強を支援する市単独の支援事業です。※国の補助事業「被災農業者向け経営体育成支援事業」の支援対象である施設等の再建・修理・補強の重複申請はできません。

## (1) 事業の概要について

被災農業者向け認定農業者等育成支援事業（平成30年台風第24号）【市単独事業】

＜国の「被災農業者向け経営体育成支援事業」の対象とならない被災農業者向け支援＞

支援対象者	以下のすべてに該当すること ①被災時点で浜松市から認定を受けている認定農業者又は認定新規就農者であること。 ②借地農地と共に借りた農業用施設が被災し、国補助事業「被災農業者向け経営体育成支援事業（平成30年台風第24号）」の対象外であること。 ③市から被災証明を受けていること。 ④施設等の原形復旧を行うことにより農業経営を継続する者であること。
補助対象	以下に掲げる取組のうち、総事業費が50万円以上のもの ①農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修理（資材購入費を含む） ※原形復旧を超える部分は自己負担 ②農業用機械及び生産した農産物の生産に必要な機械の取得・修繕 ③農業用ハウスの再建・修理に併せた補強 ※③は①と併せて補強を行うことが条件となるため、③のみの申請は不可。
補助率	総事業費の2/10以内（1経営あたり上限額300万円）
条件等	以下のすべての条件を満たすこと ①被災施設の園芸施設共済等への保険の加入 ②借地農地が利用権設定済み等、または今後利用権設定を行うこと。

《次ページへ続く》

## (2) 応募方法

別紙の応募用紙を平成31年1月7日～1月18日の期間内に下記の窓口へ直接ご提出ください。

(FAX 及び郵送は不可)

《提出・問い合わせ先》 浜松市 産業部 農業振興課

<中・東・南・西区>

担い手支援グループ 中区元城町 103-2(市役所本館 6階) 電話：457-2331

<北区> 北部農業グループ 北区細江町気賀 305 (北区役所 3階) 電話：523-1113

<浜北区> 浜北農業グループ 浜北区貴布祢 3000 (浜北区役所 3階) 電話：585-1117

## (3) 交付申請までのスケジュール

項目	時期
①事業への応募	1月7日～1月18日
②交付申請	1月末～2月上中旬(調整中)

- ・完了期間は、平成30年10月1日から平成31年12月末までを予定しています。
- ・交付申請にあたっては後日、連絡いたします。交付申請時まで(4)に記載の必要書類をご用意ください。
- ・補助金の交付は、対象事業の支払が完了した後に提出していただく実績報告書に基づく交付確定後となります。

## (4) 必要書類(交付申請時に提出していただくもの)

### ■共通

- ①被災証明書
- ②定款・規約等(法人のみ)
- ③確定申告書類一式
- ④被災施設等の場所がわかる地図のコピー
- ⑤施設等賃貸借証明書(交付申請書類と同時に様式をお渡しします)

### ■農業用施設の修理・再建・資材購入・補強について

#### A 修理(資材購入費・補強含む)の場合

- ①見積書、②納品書、③請求書、④領収書の写し(未着手の場合は①のみ)

※資材購入の場合は、被災前の状態に戻すために必要な資材量に限ります。

#### B 再建(補強含む)の場合

- ①見積書、②納品書、③請求書、④領収書の写し、⑤修理不能証明書(未着手の場合は①のみ)

## ■農業用機械の修理・買い換えについて

### A 修理の場合

①見積書、②納品書、③請求書、④領収書の写し（未着手の場合は①のみ）

### B 買い換えの場合

①見積書、②納品書、③請求書、④領収書の写し、⑤修理不能証明書

（未購入の場合は①と⑤のみ）

※損傷程度が激しく、「修理」「再建（買い換え）」の選択に迷う場合：①見積額の多寡で判断、または、②専門業者から修理不能証明書を徴収してください。

### （5）留意事項

- ・修理や再建、資材購入の実施済の場合（台風24号による復旧に限る）も補助対象になります。
- ・補助に際しては、その他条件等があります。また、事業の詳細は今後変更される場合がありますのでご注意ください。

## 2 農地を相続したときは、「農業委員会への届出」が必要です

### 【届け出が必要な方】

平成21年12月15日以降、相続等により、農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した方

### 【届出の方法】

所定の様式に必要事項を記入・押印の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局へご提出ください。本局、北部農地利用グループ、浜北農地利用グループのどこでも受け付けます。

#### 必要事項

- ・農地の権利を取得した方（相続人）の住所及び氏名
- ・相続する農地の所在地、地番、地目、面積
- ・今後の利用予定
- ・権利を取得した年月日

### 【様式について】

農業委員会事務局で配布しています。電話でご連絡いただければ、郵送します。

また、浜松市ホームページに、データ形式の様式を掲載しています。

(ホーム>産業・ビジネス>産業振興>農業>浜松市の農業>「農地に関すること」について知りたい  
>農地の相続等の届出について)

### 【届出の時期について】

遺産分割協議等、相続に関する手続きが全て完了してから提出してください。

#### ■問い合わせ・届出書提出先■

浜松市農業委員会事務局

本局 〒430-8652 中区元城町 103-2 ☎053-457-2481

北部農地利用グループ（北区役所内）

〒431-1395 北区細江町気賀 305 ☎053-523-3106

浜北農地利用グループ（浜北区役所内）

〒434-8550 浜北区貴布祢 3000 ☎053-585-1118

## 3 農薬の使用や管理に注意しましょう

これからの季節は、遠州名物の「からっ風」が吹く時期を迎えます。

そこで、農薬を使用する場合には、風などによって周囲に農薬が飛散することのないよう、十分な注意をお願いします。

また、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、誤飲等の事故が発生しないよう、管理や保管にも注意をお願いします。

農薬を使用する人の安全はもちろんのこと、周辺の農地や住宅への配慮に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。